

第25期 国立市社会教育委員の会（第21回定例会）会議要旨

令和7年1月27日（月）

[参加者] 小菅、生島、寺澤、加藤、矢野、栗畑、根岸、中田、大森

[事務局] 井田、楠本、高橋

生島議長 では、時間になりましたので、第25期国立社会教育委員の会第21回定例会を開会いたします。

本日は、谷口委員から欠席の御連絡をいただいております。定足数には達しておりますので、本日の会議を始めたいと思います。

それでは、本日の配付資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 事務局です。まず、次第が載っている山を御確認ください。1枚目が次第になりまして、その次が資料1として国立市生涯学習振興・推進計画の進捗状況についてという横版のものになります。その次が資料2として答申案をつけております。その次が資料3第2ブロック活動報告という題名が付いている資料です。

続きまして、議事録の山を御確認ください。1枚目が議事録になりまして、こちらが前回の第20回の定例会の議事録になります。こちら、内容を確認いただきまして、特に修正等がなければ国立市のホームページへ掲載させていただければと思います。その次が公民館だより、次が図書室月報、いんふおめーしょんです。いんふおめーしょんですが、1月と2月号で二月分つけておりますので、御確認ください。

資料については以上です。

生島議長 ありがとうございます。

それでは、次第2の生涯学習振興・推進計画の進捗状況についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 事務局です。それでは、国立市生涯学習振興・推進計画の令和5年度の進捗状況について、資料1に基づいて御説明させていただきます。

こちら、例年確認させていただいておりますが、まず、社会教育委員の会の中で計画の進捗状況を報告させていただく理由について申し上げます。

こちら、令和元年度に計画作成している生涯学習振興・推進計画の中の3章の4、計画振興の管理というところで、計画にある施策を推進していくために進捗状況を管理し、社会教育委員の会に報告しますとございます。このことから、令和5年度の事業の進捗状況をあらかじめ各課に調査いたしまして、今回、こちらにまとめたものを御報告させていただくというところで計画に明示しています、社会教育委員の会への報告とさせていただければと考えております。

なお、こちらの資料の取扱いですが、社会教育委員の会に対する進捗状況の報告という取扱いになります。皆様から各事業に対する具体的な審議や評価等を行っていただくという趣旨ではございません。

ここから簡単に代表的な事例の報告をさせていただきますが、内容についての質問は、関係部署や各課に確認する必要があるものもございますので、本日は内容の報告と資料の配付のみとさせていただきます。御質問等ございましたら、後日、2月7日の金曜日までに事務局にメールでお寄せいただいで、こちら、事務局を通じて担当課へ確認した上で、来月の2月の定例会のほうで回答

させていただければと思います。

それでは、資料1を御覧ください。

まず、こちらの表の見方から確認に入らせていただきます。

1 ページ目をご覧ください。こちらの計画でございますが、基本方針、基本目標、基本施策という3つの階層から構成されておまして、その下に各課の主な事業がひもづいているという体系になっております。1 ページ目は基本目標(1)、左側の上部に書いておられますが、学習情報の収集・発信で、こちらの基本目標の下に(1)－1、(1)－2…というふうに枝番1から4までの4つの事業がぶら下がっております。

1 行目の項目のところでございますが、左側に番号が記載され、その次が重点施策、事業名、目的・内容、その次が担当課を記載しております。ここまでの情報は令和元年度に作成した計画の内容と同じものになります。その続きの列の真ん中より右側のほうが、今回、各課から進捗状況を確認した内容となりまして、令和5年度分のものをまとめたものになります。

アの令和5年度の事業実績は、主に参加者数や実施回数など定量的な数字を入れられるものについては基本的には入れております。

イの計画の基本目標や重点施策に即した担当課評価は、計画の基本目標、重点施策、アの事業実績の内容を踏まえて、計画の推進に本事業が貢献できた点などを記載しております。

ウの市民・利用者からの声、市民との対話内容、その他業務を行う中で気づいたことですが、こちらは各部署で当該担当の事業を行う中で、市民や利用者からいただいた意見や市民と会話した内容、担当職員として気づいたことを記載しております。

エの担当課による振り返りですが、アからウの内容を踏まえた上で、担当課による令和5年度の振り返り、評価をした内容を記載しています。

オの令和5年度の担当課評価ですが、アからエの項目を参考に、担当課においてAからDの4段階で評価をしております。Aは令和4年度より高い成果があった、Bは令和4年度並みの成果であった、Cは令和4年度より低い成果であった、Dは令和4年度未実施であったとなります。こちらの項目は、左の一番上の欄にA、B、C、Dの項目を記載しています。

カの令和6年度の実施方針というところですが、これまでの成果や評価を踏まえて令和6年度の事業実施方針に記載したものになります。

以上の項目で、全事業について担当課より記載したものをまとめたものがこちらの資料になります。

目標別に事業について簡単に報告させていただければと思います。

まず、1 ページ目が、先ほど御案内したとおり、基本目標(1) 学習情報の収集・発信となります。枝番1から4までございまして、枝番4の図書館広報事業を御覧ください。こちらの担当課は図書館になります。

アの事業実績は、図書館広報誌「いんふおめーしょん」を12回、YAペーパーを4回発行、くにたちの教育の中の記事の掲載を4回、図書館ホームページ、Xによる広報を随時行ったとなります。

イの基本目標や重点施策に即した担当課評価については、図書館事業に関する情報を様々な媒体を通して発信することで、利用の促進につながった。

ウの市民・利用者からの声としては、特に児童向けイベントについては市報や図書館広報誌などの紙媒体を見ての問い合わせが多かったとのこと。

担当課による振り返りでは、市報やくにたちの教育等、記事の大きさに限りがある媒体においては、二次元コードを有効に使い、情報の見やすさに努めたとなっております。

令和5年度の担当課評価は、令和4年度並みの成果であったとなります。

令和6年度の実施方針としては、中高生世代に向けた情報発信手段について検討を進めるとなっております。

続きまして、次のページの2ページから14ページまでが基本目標(2)学習機会の充実の事業となります。11ページを御確認ください。

上から2つ目の枝番33の事業でして、健康ウォーキングマップ普及事業です。担当課は健康まちづくり戦略室になります。

アの事業実績は、健康まちづくり推進の一環として、これまで配布してきた9コースのマップを1つにまとめた「いい日くにたちおでかけマップ」を製作、有償刊行物として公共施設等で販売を開始した。健康ポイント事業と連動したイベントを開催したとなっております。

少し飛びますが、オの令和5年度の担当課評価としては、令和4年度より高い成果があった、令和6年度の実施方針としては、「いい日くにたちおでかけマップ」を増刷予定、令和6年度より本格実施となる健康ポイント事業との連携については検討していくとなっております。

次に、おめくりいただきまして15ページ、16ページは、基本目標(3)学習の成果を活かせるサポートの充実になります。

こちらは、枝番2番のような、市民まつり、さくらフェスティバル、LINKくにたちといった事業がございます。こちらの細かい内容については、御確認いただければと思っております。

続きまして、17ページですが、こちらは基本目標(4)施設や場の拡充、職員の専門性の確保になります。

枝番1番が施設や場の拡充・市民ニーズに合った施設運営といった項目になりまして、枝番2番のほうは職員の専門性の確保ということで、2番が担当課が4つにまたがっておりますので、各課で記載させていただいております。内容については、各自御確認いただければと思います。

最後、18ページですが、こちらは基本目標(5)適切な事業評価方法の検討となります。こちらは、担当課は生涯学習課になります。

令和5年度の実績は、中間評価を実施したと書かせていただきました。基本目標や重点施策に即した担当課評価は、中間評価では、定性・定量両面からの評価が行えるよう検討した。

ウの市民・利用者からの声、その他業務を行う中で気づいたことといったところですが、こちらは社会教育委員の会より定量評価がなされていないという意見をいただいた。

エの担当課による振り返りとしては、社会教育委員の会からの意見を踏まえて終了時の評価を行っていくとさせていただいております。

担当課評価としては、令和4年度より高い成果があった。令和6年度の実施方針は、計画終了時の適正な評価に向けて、引き続き評価方法の開発について検討していくと記載させていただいております。

こちら、表の見方と代表的な事例の紹介については、以上となります。

冒頭に申し上げたとおり、こちらは社会教育委員の会へ進捗状況の報告ということになります。こちらは、量も多いので御自宅などで見ていただきまして、内容について御質問等がございましたら、2月7日金曜日までに事務局にメールでお寄せいただければと思います。内容について確認した上で、次回の定例会で回答させていただきたいと思っております。

報告は以上です。

生島議長 ありがとうございます。

ただいま御説明がありましたとおり、進捗状況の説明をしていただいて、このことについて質問がある場合には、2月7日金曜日までに事務局にメールで

お問合せをいただく。回答を担当課に確認をしていただいて、今度の定例会で回答をしていただくという手順になります。

この件につきまして、何か御質問などはありますでしょうか。

確認ですけれども、内容についての質問というのは、例えば、具体的にどのようなこととして捉えればいいですかね。

お願いします。

事務局 まず、読んだけれども、ここ、意味が分からないですとかという、例えば、どういう意味なのかですとか、読んだ中で不明な点があればというところを主に想定しているところがございます。

生島議長 分かりました。

不明な点について問合せをしていただくと。これ自体を評価するという事ではないということなんですよ。

事務局 そうですね。そうなります。

生島議長 それぞれの個別の事業について委員で評価するわけではないけれども、評価が出てきているものについて、質問点があれば確認をしてほしいというようなこととして捉えてよろしいでしょうか。

事務局 お願いいたします。

生島議長 矢野副議長、お願いいたします。

矢野副議長 担当課評価がAやBというのは、その前の事業実績の説明などを読むと適切ではないと指摘し、そのことで評価が変わったということがあったかと思えます。だから、質問の中にはそういうこともいいということですよ。

事務局 そうですね。そういうことでも、そういったことも受けますし、なぜ、この内容でこの評価なんだというところの質問を受け付けさせていただければと思います。

生島議長 分かりました。

じゃ、こういうふうに順序立てて推進計画から振り返りがされているけれども、この評価が適切なのかとか、前年度に比較してこうなのかというようなことも含めて御質問できるということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、今日の段階で何かここで出すというよりは、見ていただいて、2月7日までにメールでお送りくださいということです。

この件に関しましてはよろしいでしょうか。

では、次第2についてはこの辺りにしたいと思います。

それでは、次第3の答申の検討に入ります。

前回の定例会では、皆様方からいただいた御意見を基に修正した答申案を御確認いただいていたところです。資料2を御覧いただきますと、前回配付した答申案から、さらに赤字で修正を若干入れてあります。それから、「おわりに」を今回追記いたしましたので、このことについて、まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 事務局です。事務局のほうで修正をした部分を御説明をいたします。

前回の定例会でヒアリング内容を記載した囲み部分のところで商標名がそのまま記載されていた部分について御意見いただきました。事務局でも検討いたしまして、具体的な商標名については、一般的な名称に変えられるものは変えるように修正をいたしました。

具体的な箇所を申し上げますと、答申の4ページからヒアリングの囲み部分の記載がございますが、次の5ページの黄色の蛍光ペンをつけたところが修正したところになります。上から3行目の「ユーチューブチャンネルの開設をする」というのを「動画配信サービスのアカウントを取得していない」というふうに、表現を修正しております。

もう少し下の郷土館のところも「Z o o m」という言葉を「オンライン会議システム」という表記に変えております。

さらに6ページの下から4行目のところも、「XなどのSNS」といったところを、「X」というのを取らせていただいて、「SNS」という表記にしております。

隣の7ページも、郷土文化館の「G o o g l e F o r m」というところを消しています。

あとは、9ページの郷土文化館ですが、修正前の表記が「A d o b eのグラフィック系」となっていたのを「グラフィックデザインのソフト」に修正しています。

同じく「サイボウズのk i n t o n e」についても、「業務アプリ作成ソフト」というふうに表記を変えております。

10ページの部分についても、「i P a d」を「タブレット端末」に変更したところ です。

事務局で加えた修正は、こちらで以上になります。

生島議長 ありがとうございます。

事務局のほうで、特に黄色のマーカーがついているところの訂正をいただきました。具体的な会社名、商標名が使われているところに関して、もう少し大きなくりの説明にすることで変更をしていただいております。

そして、私のほうで整合を取ったりですとか修正したものについては、赤の校正の変更履歴を入れるというような形で入れてありますので、見ていただければと思います。

まずは、1ページ目の一番上ですけれども、「コロナ下」というような説明については、コロナ感染症拡大というところまでをコロナ下というふうなことで示しています。

それから、1ページ目の下のほう、赤線、少し文章で直しているんですけども、これは、前回ちょうど少し書き加えていき、本会議でどういうふうなことを打ち出していくかということ修正をいったものではあるんですけども、前々回のときに、大森委員から具体的にこうやって直したほうがいいんじゃないかというような御意見というのもいただいております。前回お示したとき、私、これを組み込むのをすっかり失念してしまっていて大変申し訳なかったんですけども、今回改めて、12月に検討したところで、さらにこれを入れていったほうが、特に大森委員から御指摘いただいたものを入れていったほうがつながるんじゃないかなというふうなところもありましたので、このようにお示ししております。

特にICTを活用するというようなことがある程度可能であるということではあって、そのときの「したがってコロナ下などの非常時における学習機会の継続のための代替措置としては一定の有効性がある」と。しかし、平時にお

ける学習機会の充実の選択肢として、そこにはなじむものとなじまないものというのがあることが見えてきて、具体的に言うと、事業の中には、やっぱり直接対話ということをしていくということが大事に思われていくんだというようなところを、このようにして接続させていただきました。

それから、2ページ目に行きますと、これは、てにをはであったり文章の言い回しの部分でおかしなところがありましたので直したというのが、上から8行目でしょうかね。

あと、ICTの「T」というのは特に技術なので、ICT技術というところは重なってきちゃうなというようなところもありまして、修正をしております。

このような細かい、実は今日、1月で、2月、3月では終わりにしていかないといけないので、細かいところも直しております。

3ページ目のそういった部分の次のところです。

それから、4ページ目から始まる囲みの部分ですけれども、前回は御意見いただいたところで、最後に資料編とあるけれども、この資料編はどうするんだというようなことで、むしろ、資料編というのは別途、最後につけるよりは、既に該当箇所のところ、こういうヒアリング調査を基にこういうふうに議論してきました、こういう結論にしてきましたということを入れてきて、随時資料を入れているので、このまま生かしていこうということが前回の会議で話題になりました。その形を生かすことにしてはいるんですけれども、じゃ、この囲みが何なのかという説明が今までありませんでしたので、囲みの中の一番冒頭のところで、「ヒアリングでの回答（関係箇所の抜粋）」というのを、それぞれの囲みの中で入れてあります。この辺が今回、追記しているところです。

あとは、5ページ、6ページも同様であります。7ページもそうです。

あとは、いろいろ表現の問題であるとか、ぶれがありましたので、細かく直しているということで御確認ができればと思います。9ページもそうですね。

最後、10ページのところを御覧ください。「おわりに」というところを入れてあります。

「おわりに」をどういうふうを書くかというようなことで事務局とも相談をして、それから、過去に答申でどういうふうなことが書かれていたかということも少し検討したんですけれども、やっぱり「はじめに」を受けて「おわりに」というのがあるということが筋かなというふうに思いましたので、概括的なことを入れながら、今後期待していくことということでこのようにまとめています。

これだけなので、ここで今、読んで、見ていただければと思いますけれども、「本答申では、コロナ下及びそれ以降の生涯学習・社会教育分野におけるICTの活用について関係部局・機関を対象としたヒアリング調査をもとに、社会教育委員の間で議論を重ね、まとめた。議論を通じて、コロナ下のもとで新たに導入されてきたICTの活用は、非常時における学習機会の継続のための代替措置やデジタルアーカイブやデータベースの利活用、広報や学習情報の双方向的な発信、事業の申込受付において一定の有効性があることが共有された。

その一方、生涯学習・社会教育分野では、人との直接的なつながりや対面を通じた学びあい、リアルなものや場面での体験も重視されることを改めて確認された。また、市民のICT活用レベルの多様性を考慮することも重要であることが強調された。

今後、社会生活や学校教育においてICTの活用がますます広がりを見せていくことは想像に難くない。生涯学習・社会教育分野におけるICTの活用は、地域での共同学習の意義や市民間に生じるデジタルデバイド、それらを運営する職員のスキルや業務量のバランスが十分に考慮され、学習機会の充実化に向

けて推進されることを期待したい。

最後に、ヒアリングを快くお受けいただいた関係機関、会を傍聴し見守っていただいた市民の方、そして本答申作成に当たり労苦を惜しまずご協力くださった生涯学習課の皆様には厚く御礼申し上げます」ということで、取りあえず、仮案をまとめさせていただきました。

この後、少し確認を、皆さんからの御意見をいただきたいと思いますが、この「おわりに」の追記してきた部分についてもそうですし、そのほか、何かお気づきの点がありましたら御意見をいただければと思います。

先ほども申しましたとおり、今1月で、2月、3月でかなり詰めの段階に入ってきておりますので、微細な修正についても整えていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。大森委員、何かよろしいですか。

大森委員、お願いいたします。

大森委員 前回、参加していないので、私の理解が追いついていない可能性があるんですけども、そうしたことがあったら御指摘をお願いします。

2点ありまして、4ページにもヒアリングでの回答が掲載されていることは、大変よいことだなというふうに思っているんですけども、この中で、再度注目しておきたいのが、黒ぼちでいうと下から3つ目、読みますけれども「オンライン事業は、講演の視聴および人間関係構築後の補足的利用に限定するべき」というのが、現場の経験から分かったことを整理して話されていた内容だと思うんですね。もっともな御意見ですし、重い御意見でもあるので、答申がこれと矛盾しないのがよいなというふうに思います。

それで、今の答申案が矛盾しているということではないんですけども、1か所、これをきちんと反映するためには文言を変えてはいかかかというところがあります。

3ページなんですけれども、上から11行目、「こうした点を考慮すると、対面での開催が可能となった現在、学習目的や内容の深まり、または」とあるんですけども、ここは分かりやすく、「講義の視聴については」と書いたほうが、読む人たちの負担が少なくてよいのではないかということです。

それから、あともう一か所は、今の黒丸との関係を離れた話なんですけれども、同じページの(2)ICT活用の長所を生かすの文章の中の上から4行目です。「例えば、触れたくても触れられないもの、行きたくても行けないところ、会いたくても会えない人などにアクセスすることや」、この文言が具体像が理解し難い。その後の「離れた地域間や団体間の交流には有効であろう」は、社会教育事業としてイメージができるんですけども、今読み上げたところは、中身のイメージがあるのであれば、それを書いたほうがいいかなというふうに思いました。

以上の2点です。

生島議長 ありがとうございます。

1点目は、3ページの上から3段落目の部分、特に公民館からのヒアリング調査を受けて考えるとすれば、学習目的や内容の深まりというようなことを考慮しというようなところを置き換えていったらいいんじゃないかというような御意見だったかと思います。

「学習目的や内容の深まり」というのを削除しちゃってという理解でよろしいですか。

大森委員 そうですね。

生島議長 現在、講義の視聴について。

大森委員 講演でしたかね、講演の。

生島議長 ごめんなさい。講演の視聴について、またはということですか。

大森委員 「または」も取っちゃって。講演の視聴については書く。

生島議長 「運営上の人員や予算を考慮し」というふうにすればいいのではないかという。

大森委員 と考えるんですが、いかがでしょうか。

生島議長 いかがかということ。確認ですけれども、「対面での開催が可能となった現在、講演の視聴については、運営上の人員や予算を考慮し、参加の幅を広げることに有用であることが確認された場合には、対面等を併用するハイブリッド形式が適するであろう」というようなことにしてはいかがかという御意見だったということです。

非常にこちらのほうがすっきりするかな、伝わりやすいかなというふうに、私、お伺いしながら思っているんですけれども、いかがでしょう。

文章が長いかなと、どこかで切ってもいいかなというふうにも思うんですけれども。

大森委員 その辺りはお任せします。

生島議長 そうですね。じゃ、言い回し、文書を切るということを前提にしながら、ただ、今、大森委員から御意見いただいたところで、少しここを変更させていただくということでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

それから、もう一点、ICT活用の長所を生かすところのセクションで、上から4行目から5行目について、「触れたくても触れられないもの、行きたくても行けないところ、会いたくても会えない人などにアクセスする」というようなことについて、もう少し具体的な例があるとすると、そちらのほうに置き換えて説明したほうが分かりやすいのではないかという御意見だったかと思います。

この文章を入れてきた背景というのは、たしか博物館のほう、郷土文化館のほうをイメージして入れていたかと思います。例えば、アイヌの講義であったりだとか遠方の講師の先生、それから、実物資料もなかなか保存庫の関係で触れられないけれども、それがアーカイブ化とかされてくることによって見やすくなる、触れやすくなるというようなことかなということで、このような表現になってきているわけなんですけれども、どうですかね。今の御意見を踏まえてアイデアがありましたら、皆さん方でぜひお出しただければと思います。

寺澤委員、お願いいたします。

寺澤委員 行きたくても行けないところとか会いたくても会えない人などにアクセスすることというのと離れた地域間や団体間の交流というのは、内容的にも重なっているような感じもしています。すると、「行きたくても行けないところ」から「アクセスすることや」まで切ってしまうと、そこまで変わらないのか

など感じました。ここの部分だけ、何となく詩的な感じが嫌いじゃないですけども、答申としては…と感じました。

生島議長 ありがとうございます。

矢野副議長 ここのところというのは、遠方の講師というようなイメージもあったのではないのでしょうか。

生島議長 そうですね。

矢野副議長 それはまた、団体間の交流とは違いますので、そこを入れて。

寺澤委員 なるほど。具体的に何か入れるといいかもしれないですね。

生島議長 そうですね。だとすると、例えば、遠方の講師や貴重な……。

大森委員 次の、改行して書いてありますよね。

矢野副議長 本当だ。

生島議長 次の「オンラインシステムを活用することにより」というようなことにもなりますね。

あとは、何か資料へのアクセスというのはあるかなと思ったんですけども。触れたくても触れられないものというのは、人だけではなくて。

寺澤委員 そこは何か残したほうがいいかなと思います。

生島議長 そうですね。

寺澤委員 何か具体的に言葉を入れるか。

生島議長 「行きたくても行けないところ、会いたくても会えない人」というのは、その前後と重複しそうですよね。行きたくても行けないところというのも多分、次の離れた団体間の交流とか云々というのにあるかと思うので。どうでしょう。例えば、離れた地域間や団体の交流、資料へのアクセスには有効である。貴重資料とかってなるんですかね。ただ単に資料へのアクセスだとあまりぴんと来ないかなと思う。団体間交流や民具体験の案内とか、民族とかというのは多分、情報につながりますよね。

矢野副議長 あとは、「文化財資料などへのアクセスなど」といって含めちゃうということですね。

生島議長 文化財などへのアクセスというような。

大森委員 文化財資料でしょうね。

生島議長 文化財資料。文化財資料だと重なりませんかね。

寺澤委員 「資料」は文化財に含まれるかもしれない。

生島議長 そうですね。「文化財など資料へのアクセス」というと。

大森委員 そこはお任せします。

生島議長 そんなふうな形で、では、言い回しを変更したいと思います。
大森委員、ありがとうございます。
ほかにはいかがでしょうか。

加藤委員 今の点で、頭に「くにたち郷土文化館等で触れることができない文化財などの資料」とかって、そういうふうにつけると、よりイメージが湧くのではないかと。

生島議長 なるほど。先に、例えば、郷土文化館、もう一回。

加藤委員 くにとち郷土文化館等で触れることのできない文化財などの資料、例えば、そういった言葉がついていると、文化財など資料は結構幅が広いなと思いつて、もうちょっと短くして。

生島議長 「くにたち郷土文化館等で触れることができない資料や」というふうに。

加藤委員 そうですね。

生島議長 または、「離れた地域間や団体の交流には有効であろう」ということで変更していきたいと思えます。
ありがとうございます。
ほかの点はいかがでしょう。
大森委員、ここの部分だけでよろしかったでしょうか、気になられたところ。

大森委員 もう一個細かいことなんですけれども、今のところは、「ICTを活用することで実現できる事業や」云々って書いてあるんですけど、実現できる事業も増えるぐらいでいいんじゃないですか。

生島議長 イベント企画を可能にするというのを、実現事業も増える、拡大する。

大森委員 表現はお任せしますけれども。それで、その具体例としては、ここでは郷土文化館だけになるんじゃないかなと思うんですね。それで、交流のところは、下の段落の「オンライン会議システムを活用することにより」になるような気がします。すみません。細かいところで。

生島議長 いえ、ありがとうございます。

むしろ、そうですね。もし、郷土文化館というのを冒頭に「例えば」と言ってしまうと、そこで交流の部分が限定するような感じにもなっちゃうかなというふうなところも気になりましたので、「事業や拡大するイベント」云々というところを取って、事業を拡大する。例えば、郷土文化館等で触れることができない資料にアクセスすることができるようになるというようなこと、そして、オンライン会議システムを活用することによって、遠方の招聘による講座の実施、ここで団体交流というのも下に追記したら、講師を、ただ話を聞くだけじゃなくて、団体間も交流できるというふうなことでもくれるかなというふうな

思いますので、今の大森委員の御意見を参考にしながら、ここに区分けをしていくということでいかがでしょうか。よろしそうですね。

貴重な御意見、ありがとうございました。

ほかの箇所もお気づきの点、ありましたら、御指摘いただければと思います。いかがでしょうか。

栗畑委員　すごい細かいことで質問していいですかね。質問です。

生島議長　栗畑委員、お願いします。

栗畑委員　3ページが一番下の(4)、言いたいことは分かるんですけども、タイトルとして「参加者の参加の」と続くから、参加者への配慮だけじゃ駄目なのかなと思ったりするんですが。内容を読めば、まさにタイトルどおりのことが書いてありますので、私的には、「参加者の参加の」って、参加が続くのに抵抗がある。でも、おかしくないんですかね。

生島議長　ありがとうございます。

栗畑委員　いや、分かるんですよ。私も書いちゃうんですけども。

生島議長　ありがとうございます。

やっぱりこうやってまとまってくると、いろいろ浮かび上がってくるところの大事な御指摘だったと思います。

いかがでしょうか。確かに、参加者の参加の姿勢の配慮というところだと思います。どうでしょうか。参加者の……。

栗畑委員　じゃなきゃ、参加者を削るか、どっちかにしたほうがいいと思います。

生島議長　そうですね。参加の姿勢への配慮というのは。

栗畑委員　参加者への配慮がいいかなと思っている。

生島議長　そうですね。

栗畑委員　いや、別にこのままでもいいとは思いますが、私もこんなふうに書きますけれども。

生島議長　これは、参加者側のオンラインとかということの配慮しなければならないところを自覚していくということが必要であるということを行っているわけなんですよ。

配慮というのがなじまないのかなというのは、改めて考えるところでもあるんですけども、寺澤委員、何か御意見。

寺澤委員　だんだんよく分からなくなっていて、配慮を求めたいというものか、それとも、参加している人たちのリテラシーを高めることか、どっちが目的の文章だったか…。それによってタイトルが変わってくるのかなと。

生島議長　そうですね。これは、配慮もこちらでしていかなきゃいけないことは当然だけれども、オンライン参加者側にもリテラシーを求めていくということに、

どちらかという比重が置かれている文章だし、その辺は議論の中でも確認してきたかなというふうに思います。そういう意味では、タイトルが、もしかすると、配慮というのではなくて違う表現にしたほうがいいかなというところで、私も寺澤委員と共感するところではあるんですけども。何がいいんですかね、そうすると。

栗畑委員、お願いします。

栗畑委員 後ろの語尾のほうに「姿勢」という言葉があるので、配慮だったら、求められる姿勢、そんな感じに。確かに配慮があるから抵抗があるんですけども。

矢野副議長 それか、ストレートにオンライン参加者のプライバシーを。

生島議長 なるほど。オンライン参加者のプライバシーのこと。2ページ目の2の講座・事業におけるICT活用というところで、ここで何を言うかということ、対面、オンライン、ハイブリッド、それぞれの形式の利点・欠点を整理するとともに、市民が参加するに当たって考慮すべき点について述べるというふうなことになっていますので、今、矢野副議長のほうから御提案いただいたように、考慮すべき点としてはオンライン参加者のプライバシーの保護、これは、講座を設定する側も必要だし、参加者にも求められることだよという意味では、この項目のタイトルとしては違和感もないかなというふうなことも感じるところではあります。

いかがでしょう。

寺澤委員 市民が参加するに当たって考慮すべき点も入っているものなら、参加者に求められる姿勢とかのほうがストレートな気がします。

生島議長 参加者に求められる姿勢。オンライン参加者側にもこういうことを期待しますということで、むしろ、その部分を、強調している部分というのを前面に出していくというような印象ですね。

いかがでしょう。確かに、ここはやっぱり場の設定をする側だけの問題じゃなくて、学習者側でもみんなで協力してつくっていく姿勢というのが求められていくんだということを経験していきという意味では、参加者に求められる姿勢というふうに打ち出していくことも1つ、分かりやすいタイトルなのかなというふうに思います。

矢野副議長 全て文章を読めば分かるということなんですけれども、姿勢という言葉が抽象的というか、それで、ぱっと見たときに何を言っているのか分からないという面がありますので。

生島議長 どうでしょう。

大森委員、お願いいたします。

大森委員 オンライン事業とプライバシー保護でどうでしょうか。

生島議長 オンライン事業とプライバシー保護。

大森委員 本文のほうも、ひょっとしたらなんですけど、最初の1文はないほうが意味が通りやすいのかなと思います。

生島議長 最初の1文。「ハイブリッド形式の講座へのオンライン参加者について、事業実施者や講師、対面での参加者からは、参加状況が見えにくい」。

大森委員 それがないほうが論が通りやすいと思います。

生島議長 なるほど。

大森委員 それから、取った後の1文目なんですけれども、オンライン参加者の個人情報やプライバシーの保護に配慮することはそのとおりなんですけど、ここで念頭に置いているのは、配慮する主体がオンライン参加者自身ということですよ。

生島議長 そうですね。

大森委員 それができるように書いたほうがいいと思います。

生島議長 オンライン参加者側にもというところをもう少し分かりやすくというところを残したほうがいいですか。

大森委員 側にもではなくて、オンラインになったときに、オンライン参加者の個人情報保護やプライバシーはオンライン参加者が守らないといけないわけですよ。自宅を全部見せちゃったりとか。

生島議長 そうですね。

まず、1文目を削除していく。今お話があったのは、オンライン事業とプライバシーの保護というタイトルにしてはいかがか、そして、1文目を削除してはいかがか、さらに、オンライン参加者自身が個人情報やプライバシーの保護等を配慮していくというような文章にしていくことがいいんじゃないかというような御意見だったと思います。

最後の3つ目の点なんですけれども、単に個人が自分のプライバシーを守るというだけじゃなくて、例えば、顔を伏せた状態で聞いたりとかしていく中で、関係性もあまりつくられていないところで相手が特定されていくような意見を言っていくとか、逆に名前が出ちゃっているような、それは自分が修正すればいいということですね。

ただ、やっぱり1文目のところじゃなく、参加状況、姿が見えにくいからこそもう言っていていいかということ、そうでもなくて、相手のことを配慮しなきゃいけないよということもあるかなというふうなところもあるんですよ。そうすると、自分だけで自分のことを守ればいいということともちょっと違うかなということが、今までの議論の中にもあったかと思うんですけれども、その辺というのを今、この文書だとなかなか、大森委員、指摘いただいたように、分かりにくいというところではあるかと思います。そういう意味で、そこも含めて直しをしていかないといけないかなというふうには思いました。

確認をしておきたいことは、タイトルもそうなんですけれども、内容として、ここで皆さんと議論したり調査の中で出てきたこととしては、1つは、もちろんオンライン事業を設定している側も参加者のプライバシーを保護していかなければいけないとともに、ハイブリッドの状況もあるので、会場のほうで参加している人たちとオンライン参加者と相互のプライバシー保護を考えなければいけない。それから、もう一つは、参加者自身が自分のプライバシーをちゃんと自分で守るということをしなくてはいけない。

さらに、参加者が相手の、同じ場に参加している人たちのプライバシーなり個人情報というのにもきちんと配慮していかなきゃいけないんだということについて、意識的になっていないといけない。こういう3方向というか三者があるということで、ここに盛り込んでいく必要があるかなというふうに思うんですけども、この辺でよろしいでしょうか。どうでしょうか、認識としてですね。

栗畑委員 確認なんですけれども、こういう講座というのは、主催者は、少なくとも申込みを受けて、要は、オープンで誰でもその日に飛び込みで入ってこれる状態ではないわけですよ。それが前提ですよ。

生島議長 はい。つまり、申込みをした人に、参加の例えばURLとか、そういうのが共有されるということかと思えます。

矢野副議長 ただ、講座は、特に市内在住、在勤、在学に限らない場合が多くありますので、遠方でどなたか全く分からない方ということもあり得るということですね。

栗畑委員 ただ、ごめんなさい、講座をやる時に当然申込みがあるわけですから、偽名とか匿名で申込みできるような講座ってあるのかどうか分からないんですけども。ですから、主催者は、少なくともどういう人が申し込んだかは把握できている上でやっているんじゃないですか。

生島議長 そうですね。

栗畑委員 我々がやるスポーツ講演会とかは、どうぞというので受付も置かずに、通りかかった人が突然、何をやっているのって入ってくるケースもある。そういうことは今、この場では想定していないということですね。

生島議長 そうですね。

栗畑委員 あくまでも事前に申込みして来るわけですから、飛び込みじゃないので、ある程度、主催者は、今までの全て、対面だろうが何だろうが把握しているんですよ、どこの誰が参加しているというのは。

生島議長 大森委員、お願いします。

大森委員 お任せしちゃって申し訳ないんですけども、通常の講座でもプライバシーの保護というのは必要ですよ。でも、これはかなり微細な問題で、通常の講座におけるプライバシー保護の範囲が何で、どうするべきかということを書いたらきりがなくて、これは、ハイブリッドを導入することならではのプライバシー保護のことだと思うので、そのことに限定して、ハイブリッドで特に懸念されるプライバシーだけに絞って書いていただけるとありがたいなというふうに思います。

矢野副議長 1番の問題は、録音、録画ができるということですね。

大森委員 ボタン1つでできちゃいますからね。

生島議長 参加者側が、その辺をしないように周知するというのもあるかと思いますが、そうすると、プライバシーの保護というのが、もちろんプライバシー保護でもあるんですね。

大森委員 タイトルにハイブリッド事業とプライバシー保護というふうに限定しておく書きやすいかもしれませんね。

生島議長 タイトルをそういうふうにするというのも、1つの御提案として受け止めました。

今御意見いただいていた幾つか、具体的にタイトルは3つ、オンラインか、またはハイブリッドというふうなことで言い回しがありますので、オンライン参加者のプライバシー保護、または参加者に求められる姿勢、そして、ハイブリッド事業とプライバシー保護というような具体的な御提案があったわけですが、どれも、要するに、参加者に求められる姿勢というふうに概括的に言うか、それを具体的に言うと何かというとプライバシー保護とハイブリッド事業の中で考えなければいけないことなんだということなので、具体的にお示しして、分かりやすさということを考えると、今、大森委員から御提案いただいたハイブリッド事業とプライバシー保護というところでタイトルを出していき、さらに、その中で、じゃ、ハイブリッド事業においてプライバシー保護をしていくに当たってはどんなことを、それぞれ参加者であったり設置者が配慮していかなくちゃいけないかということを書いていくということになるかと思えます。

この点をもう少し分かりやすくお示しできるように、この部分、その方向で少し修正するということで持ち帰らせていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、そのようにしたいと思います。御指摘ありがとうございます。

そのほか、やっぱりこうやって成文化されてくるといろいろ目に留まってくることがあるかと思えますので、お気づきの点、忌憚なくおっしゃっていただきたいんですけれども、ほかにいかがでしょうか。

大森委員、お願いいたします。

大森委員 あと1つだけ。8ページなんですけれども、皆さんと議論したい内容なんですけど、6番の職員のリテラシーとスキルの向上やガイドラインの整備なんですね。

どうしても、こうした答申をつくるときに、我々、よりよくするために、あれもやったほうがいい、これもやったほうがいいというふうに真剣に考えてしまいうんですけれども、しかも、それは間違っていないんですが、社会教育もどこの現場も本当に多忙の中でお仕事をされているので、我々の意図と違って、お仕事を増やしたり、あるいは増やしていく圧力になるのはいけないのかなというふうに思うんですね。

この6番のところでは職員の方々に求めている内容の数がちょっと多くて、リテラシーとスキルの向上も求めていますし、ガイドラインの整備も各施設ごとに求めるように読めますし、それから、研修機会の確保、経験値を共有する機会やシステム、かなりのことを求めているんですね。ここまで求めるべきなのかということなんです。

ガイドラインに関しては、もちろん、あればあるほどよいわけなんですけれども、ICTの議論ってなかなか難しいところもあるので、多分、国立市としては、この答申がある意味では1つの大きなガイドラインになっていくと思うんです。ここはここまでにして、各施設ごとのガイドライン作成までは求めな

くてもいいのではないかという気がするんです。

そうすると、このところは職員のリテラシーとスキルの向上ぐらいまでがせいぜいのところで、それから、研修機会の確保以下も並列になっていきますけれども、研修機会の確保でとどめるのでよいのではないかなという印象を持っているんですけれども、いかがでしょうか。

生島議長 ありがとうございます。

今、皆さん、大森委員から御意見がありましたけれども、この辺、いかがかなということで御意見をいただければと思います。

栗畑委員、お願いいたします。

栗畑委員 まさにおっしゃるとおりなんですけれども、ただ、一市民としてはやっぱり期待するものが大きいので、今はできなくても、将来はそういう方向に向かうというような表現も織り込みをして。いいんですけれども、でも、それで止まっちゃ駄目だよということで、または、最後のまとめにも出てきますが、これからはICTの活用も多様性、あるいは活用がますます広がりを見せてくるということも見えていることですから、そうすると、今年度はこれでいいかもしれないけれども、表現はもうちょっと絞っていいですが、でも、将来はやらなきゃいけないよみたいなことを、ちゃんと課題というか目標として表現してほしいなというのは、一市民として私は思う。

大変なのは分かりますけれども、やっぱりそれをやらないと、どこかのテレビ局みたいなことになっちゃう可能性もありますから。

矢野副議長 それでは、少しだけ変えて、最後の「ガイドラインやマニュアル整備、業務として準備時間の確保が図られる必要がある」と「確保を検討する必要がある」にすれば、どうでしょうか。

生島議長 確保を検討、図られるというよりは検討されるという具体的な案も矢野副議長からいただきました。

栗畑委員、やっぱり、でも、確かに必要なことではあるから、すぐにとは言わずに残しておいて、展望は、そこまで期待するというような。

栗畑委員 決して先送りとか、そういう悪い意味じゃなくて、いい意味で捉えてもらうようにしてほしいなと思います。

生島議長 ほかに、ぜひ皆さん、御意見をいただければと思います。

いや、確かに、大森委員が、私の個人的な意見ですけれども、ガイドラインやマニュアルを整備していった、その整備していく中で時間を取っていく中でどンドンどンドン、また技術が変わっていつちゃったりだとかするというのがこの分野の特性なので、マニュアルができていれば運用できるかということ、そうではなくてということも、もしかしたらあるのかなというふうには思うんです。

そういう意味では、経験値が共有できるシステムというのだけ残して、施設の特性に合った推進方法が検討される必要があるというふうなぐらいにしておくのも1つの手かなというふうにも、表現としてはあり得るかなというふうにも思ったところではありますけれども。

栗畑委員 前にも、根岸委員も言ったんですけれども、僕は会社員だったんですが、やっぱりどンドン急速に進む中で、忘れられたら、僕らは全然アナログ人間と

思われているんですけれども、要は、会社にはそういうことをやるための専門部署をつくらざるを得なくなっちゃうわけです。そこが中心になって基本的なものをつくって、あとは、ケース・バイ・ケースで各事業部とかに落とし込んで少し修正を加えたりしている。

だから、何かヒアリングの中で、市役所の中にも、例えばパソコン操作が分からなければ聞くところは何かあるんですよね、教えてくれるところ。でも、ちゃんとした組織立ったものは、民間会社みたいにはまだないみたいですから、そういう意味では、職員の数、いろいろ臨時期間職員とかを含めて何百人だと思えますけれども、そういった中で予算を取って、そういう部署をつくると大変だと思いますが、絶対それは必要になると思います。

中小企業、五、六百人の会社ですら、そういう部門はちゃんとありますから、当然、皆様の大学においてもそういう部署があると思うんですね。これは同じことだと思うんですね。

また、それがあることによって、専門部署をつくることによって、職員がよりいろいろなことも使いやすくなる。こういうふうにつながると思うんですね。ちょっと外れたかもしれませんが。

生島議長 それは市役所全体の問題として今。

栗畑委員 結局、ガイドラインというようでは大変だというのでやめちゃうんじゃないかと、絶対必要になると私は思っています。その事例は、ほかの民間の会社がそうだから。200人程度の中小企業でも、そういう部門を持ってやらざるを得ない状況になっているわけですね。ですから当然、市役所においても、市の職員の数、正確に覚えていませんけれども、もっともっといろいろいますので、非常勤とか、ですから、いつかはそういうのはしっかりしなきゃいけないんじゃないかなと。本当はそういうことをうたいたいけれども、あまりにも具体的過ぎるからあえて言いませんが、方向としては、必然的に必要になると思います。

生島議長 という御意見もあります。

栗畑委員 ですから、今のところは文言に盛り込まなくてもいいですけれども、要は、そういうことで、大森委員の言うことも本当に気持ちはよく分かるんですが、ただ、やっぱり絶対必要になるだろうから、今、検討だろうが何だろうが残してほしいなど。

生島議長 ガイドラインとかマニュアルというのは残しておいてほしいという御意見だったかと思えます。

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

大森委員、お願いいたします。

大森委員 今の御意見、大切な御意見だと思うんですね。この答申って、ガイドラインという言葉は使っていないんですけれども、実質的に、社会教育のICT化をどうするんだということについて、2年間、十分に検討して、これが最初のガイドラインのたたき台のようなものになっているんですね。そういう意味では、国立市としては大変前向きな対応を今しつつあるのではないかなというふうに思います。

急いで事をし損ずるといふことがあるので、まず、この答申のレベルで、

答申は重いですね。それで、こういう方向のたたき台の1つをつくったと。各施設ごとのガイドラインづくりというのを一気に進めるというよりは、次の段階なのかなという印象があります。

生島議長 寺澤委員、お願いいたします。

寺澤委員 さっき議長もおっしゃっていたとおり、ガイドラインをつくっている間に技術はどんどん進歩するので、こういうICTに関しては、ガイドラインやマニュアルの整備ということ自体に意味があるのではなく、むしろ、特定の個人の技能に頼らず組織的な対応を行う、こっちのほうの方が重要なんじゃないかと思えます。そう考えると、後半のガイドラインとかマニュアルのところは、私も削除してもいいのかなと思います。

さっき栗畑委員からもあったと思うんですけども、特定の誰かしかできないとなると、できることもすごく限られ、多分、組織としても広がっていかないし。とにかく個人に頼らない組織的な対応というのを求めていけるほうがいいと思います。

生島議長 ありがとうございます。

ほか、皆さん、御意見はいかがでしょうか。

加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 今のお話を聞いている中で、組織的な対応のこの組織というのは、どのレベルの話なのかなというのが気になりまして、この文章を読んでいく中で各部署という話があると思うんですけども、その手前側で「研修機会の確保や経験値を共有できる機会やシステムを設ける」と書いてあるので、多分、個人がリテラシーを上げるために、市全体としてこれをつくっていかうという話をされているんじゃないかなというふうに捉えられるのではないかと思います。そういう意味だと、求められるというところまで止めてしまっても、意味は包含しているのかなと思いながら拝見しておりました。

生島議長 求められるという。

加藤委員 すみません。「研修機会の確保や経験値を共有できる機会やシステムが設けられることが求められる」というところまで切ってしまったとしても、内容として包含しているのかなと思いながら今聞いておりました。

生島議長 その後ろ3行は削除してもいいんじゃないか。

加藤委員 そうですね。

生島議長 上の部分に組み込まれるんじゃないかというような御意見として。

加藤委員 そうした場合に、6番の「職員のリテラシーとスキルの向上やガイドラインの整備」もガイドライン整備ということにしてしまって、ガイドラインの整備よりかは、向上のサポートなのかな分らないけれども、そういった職員のスキルの向上を市として研修してください、そういった言葉に変えていくようには。

生島議長 ありがとうございます。

栗畑委員、お願いします。

栗畑委員　こだわるようですけれども、私、市の職員とか公民館職員にそれぞれ勉強してよと言っているんじゃないで、ICTを利用すると、また利用せざるを得ない状況に世の中は進んでいくだろうから、市として、ここにもあるように、組織がちゃんとそういう個人を守るという意味で、養成するし、個人も守る。そういう組織にしないといけないんじゃないのということですね。

だから、組織的な対応ということは、私はいいと思うんです。各公民館とか図書館とか、それぞれの生涯学習、教育委員会に、みんなそれぞれ頑張りなさいよということじゃなくて、その次に働く職員は、それなりにやっぱりスキルアップしなきゃいけないんですけれども、意識は持たなきゃいけないんですが、でも、それをいろんな業務の中でやるには、それなりの部署があって、そこが先頭に立って全体を引き上げると、そういう部署は絶対必要だと思います。

それがあれば、タイトルをどうするかは別ですけれども、職員のリテラシーとスキルアップしていくことだと思います。向上させるために、そういう部署が絶対に必要だと私は思います。

生島議長　ありがとうございます。

皆さんでお話しされていることの方向性は多分そんなに変わらないと思うんですけれども、ガイドライン的なものの位置づけ、または組織的な対応ということが重要であって、個人の力で何とか乗り越えていくんじゃないで、そこら辺というのを、ナレッジをどう共有するかとか、方向性をどう共有するかとか、人員をどういうふうに確保するかということかなというふうに思います。

今ここで私、ぱっと思いついた提案を言わせていただいてもよろしいでしょうか。またこれを踏まえて御意見いただければと思いますが、ガイドラインの整備というのは、なかなか重たいということで、あと、また、今、大森委員から御指摘いただいて、確かにそうだなと。これが1つの、ある意味、社会教育分野においてICT活用をどうやっていくかというガイドライン的な位置づけにもなるかというふうにも思います。

ということで考えていくと、新たにガイドラインを整備していくところだとちょっと重たいかなと。なので、タイトルの部分では、スキル向上の機会とか、そういうようなものも含めて、加藤委員から御意見いただいたものも入れながら、ガイドラインの整備というのは、最後取る。

そして、1段落目、上述してきたように、こういうようなことは考える必要はあるけれども、デジタルデバインドも踏まえておく必要がある。そういったことを想定しながら、ICT活用を展開するための運営のガイドラインや相応の準備、それから人員というのが必要になってくる。なので、職員間においては云々と、この状況を残しながら、加藤委員から御指摘があったとおり、後ろの3行というのを削除して、全体に比重を軽くしながら、ただ、ガイドラインというものも必要になるんだよということだけは残しておくということで、1段落目、3行目の部分に言葉としては残しておくというようなあたりでいかがかしらというふうに思ったんですけれども、どうでしょうか。

3行目、ICTの活用を展開していく。ICTを活用していくための運営のガイドラインや層の準備、人員が必要になってくる。職員間では経験値を共有できるシステムを受けられることが求められるというようなところでいかがでしょうか。

あえて言うならば、業務として準備時間の確保が必要だということは残しておいてもいいのかなというふうにも思いますので、そこら辺は残せるように、前の文章とかにつけるというのも1つの手かなというふうに思っているとこ

るではありません。

栗畑委員 個人的意見なんですけれども、いろいろガイドラインって難しいじゃないですか。なかなか変えるのも難しいんですね。でも、だから、そういう意味ではガイドラインという言葉は使わなくていいんですけれども、ただ、マニュアルの整備、こういうのは本当に身近なことで虎の巻ですから、マニュアル整備というのは改定しやすいですから、どこの組織においても。ですから、ガイドラインというのは確かに消してもいいと思う。仰々しい。ただ、そういうもののために、本当は、私、くどいようなんですけれども、専門部署をつくって、ちゃんとマニュアルの整備を、そこがリードして全体を動かすということが一番いいような気がするんですね。

生島議長 ただ、この答申、生涯学習・社会教育推進のところでは専門部署をつくるということを提案しちゃうと。

栗畑委員 そこはいろいろ書かなくてもいいんですけれども、つくらないとやれないなというのは、におわせてくれれば一番いいんですが。

矢野副議長 情報の専門部署ってなかったでしたっけ。

事務局 情報の専門部署は、市役所全体としての専門部署になります。なので、この件に限らず、例えばパソコンの使い方だったり。

矢野副議長 あるんですよね、そういう意味では。何課ですか。

事務局 情報システム係は、政策経営課です。

矢野副議長 政策経営課の情報システム係というところなんですね。

事務局 はい。政策経営課の中に位置づけられています。

生島議長 どの辺の比重の重さにするかというところであると思いますが、あんまり細かくしていくと、本当にこの域を超えてしまうかと思ってしまうので、じゃ、ここも御意見を受けながら、うまくまとめていくというふうにしたいと思えます。今のうちに、私の意見はこうですというのをもう少し出していただくといいかなと思えますけれども、いかがでしょうか。
根岸委員、お願いいたします。

根岸委員 私はこれを読んだときに、特に違和感なく、これでいいと思ったんですよ。でも、ガイドラインとかそういうのをもし消すとしても、この中で一番大事なのは、栗畑委員も言っているように組織的な対応というところと業務としてやるというのは残してほしいなと思えます。

生島議長 ありがとうございます。
そうですね。業務としてやるという、事業の時間を確保するというところは大事になるかと思えます。
ありがとうございます。
中田委員、どうでしょう。

中田委員 いや、ここについては特にはないです。

生島議長 分かりました。

小菅委員、いかがでしょう、ここについては。

小菅委員 新規事業を取り入れる場合には、どこかの部署が代表となってイニシアチブを握りながら研修の充実をさせていくことが一番だと思うので、その中に様々な事業があって、ガイドラインとかマニュアルとか時間の確保とかあると思うので、誰がどこでどのような研修をしていくかというのが、これから整備されるべきではないかなと思っています。

生島議長 分かりました。

じゃ、ここら辺も、また次回に皆さんにチェックしていただけるように、少し今の御意見を踏まえて修正していきたいと思います。

ありがとうございます。

大森委員 すみません。今回というより次回がふさわしいかなと思うんですけれども、あと1つ検討していただけるとありがたいことがあって、今の時代の社会教育、あるいは学校教育分野で、こういった審議機関が現場に業務量を増やす提案ができるのか、するべきなのかということは、答申を出す最後のところの前に確認が必要なのかなという気がするんですね。

僕は社会教育専門じゃなくて分からないんですけれども、今の学校教育に1ミリでも業務量を増やすような提案は絶対するべきじゃないと思いますね。提案できるような状況じゃないです。それは、事務方も含めてなんですけれども、業務量が増え続けているんですよ。この中にも、やっぱり業務量を増やす提案が含まれているので、投げ出す前に、本当にそういう提案をしてしまっているのかということ、一度そういう視点で検討する必要があるのかなと。

それから、業務量を増やす提案する場合には業務量を減らす提案も併せてしないと、現場の疲弊がやっぱり強まるばかりになるので、善意ではあっても、大事な視点になるんじゃないかなという気がします。

生島議長 ありがとうございます。非常に大事な御指摘かと思しますので、その辺も御考慮、皆さんいただいて、チェックしていただければと思います。

大森委員 お願いいたします。

生島議長 一方で、やっぱり審議会の声があることで、何か進みやすいというようなこともあろうかと思しますので、あまり何も提案しないということもよくないかなというふうなところもあるかと思しますので、付け加えながら、バランスだったりだとか捉え方ということで検討していきたいと思します。

大事な御指摘、ありがとうございます。

ほかには、じゃ、よろしいでしょうか。

中田委員、先ほど、この部分にはというふうにお話がありましたけれども、ほかの部分で何かあれば御指摘いただければと思います。

中田委員 じゃ、本当に細かいところだけ2点挙げます。

10ページの「おわりに」のところですが、3行目で、「コロナ下のもとで」はが重複していないかなというのが1点と、それから、5行目ですが、恐らくこれは申込み受付なんだろうなと思ったので、その2点だけです。

生島議長 ありがとうございます。誤字と間違いと落字と、ありがとうございます。そのとおりかと思えます。

私も申込みという表現が結構何度も出てくるんですけども、送り仮名をどうするかというのでぶれが、直したつもりだったんですが、直し切れていないところもあって、今、ここ、申込「み」も入れないと多分おかしくなるかなというふうにも思いましたので、併せて修正していきたいと思えます。

御指摘、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、大きいところで今の、特に、もちろん表現を直していくということ、それから、誤字等も直していくということも必要ですけども、今回の議論を踏まえて大きいところでは、4ページ、あと、3ページの(4)のタイトル及び文章の変更、それから、8ページの6、職員の部分を再考していくということで、次回に持っていきたいと思えます。

一応、これで大分直しをする期間が減ってきていますので、今日お持ち帰りいただいて、今、中田委員から御指摘いただいたような誤字、脱字であるとか、あと、表現、細かいところでも御確認いただきながら、お気づきの点、ありましたら、先ほどの2月7日までに生涯学習課にというような推進計画の評価のこともありましたけれども、同様にお送りいただいてもよろしいかと思えますし、また、次回のときに微細なものであればそこで修正していけると思えますので、お持ちいただけるように準備していただければと思えます。

よろしいでしょうか。

事務局、今勝手にそうやって事務局のお名前を出しましたけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次第3につきましてはここまでにしたいと思えます。

続きまして、次第4の事務局からの連絡に移ります。

事務局からお願いいたします。

事務局 事務局です。資料3を御確認ください。

こちらですが、都市社連協関連となり、11月に国立市で開催いたしました第2ブロック研修会の内容をまとめたものになります。

例年、4月の総会で皆様に配付させていただいている「社会教育委員活動記録」という、こういった冊子があるんですが、こちらの冊子の中に各ブロック研修会の内容について一ブロック8ページ程度で掲載されています。今回、国立市で実施した第2ブロック研修会の内容を掲載した原稿になりまして、こちら、原稿提出締切りのほうが定例会の前になってしまっておりまして、恐縮ですが、議長と副議長に相談の上、配付した内容で提出をさせていただいております。資料3の件については、以上となります。

2点目ですが、次回、第22回定例会の日程と場所についても御案内いたします。

今回は2月26日水曜日午後7時から、こちらの第1、第2会議室で開催となりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

生島議長 ありがとうございます。

その他、御質問や御案内等、委員の方からある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、本日予定していた案件は以上になります。

事務局からありましたとおり、次回の会議は2月26日水曜日午後7時から第1、第2会議室で開催いたします。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。皆様、お疲れさまでございました。

―― 了 ――